

令和2年度第4回天塩町農業委員会総会議事録

招集年月日	令和 2年 7月27日 (月)		
招集場所	天塩町役場 3階委員会室		
開閉日時 及び宣告	開 会	令和 2年 7月27日 (月) 午前10時00分	
	議 長	会長 穴戸 栄一	
	閉 会	令和 2年 7月27日 (月) 午前11時10分	
	議 長	会長 穴戸 栄一	
応召招集委員 及び出席委員 並びに欠席委員 出席 11名 欠席 名 (凡例) ○ 出席 ● 欠席	議席番号	氏 名	出欠別
	1	丸 山 淳 子	○
	2	伊 藤 淳 一	○
	3	奥 山 稔	○
	4	寺 本 奈穂子	○
	5	高 橋 一 博	○
	6	満 保 豊	○
	7	佐 藤 博 幸	○
	8	湯 澤 敏 孝	○
	9	山 下 雅 博	○
	10	安 川 和 範	○
	11	穴 戸 栄 一	○
議事録署名委員	仮議席番号	1番 佐藤博幸 2番 湯澤敏孝	
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	中西 卓也	
	事務局次長・総務係長	加藤 智子	
	総務係主査	山本 陽介	

令和2年度第4回天塩町農業委員会総会

- 事務局長 ご起立願います。おはようございます。
 ご着席ください。
- 事務局長 委員のみなさまご苦勞様です。
 それでは、定刻となりましたので、天塩町農業委員任命式を始めさせていただきます。
- 事務局長 この度、町長より選任された農業委員が、去る6月11日の第2回議会定例会において、任命の同意を得られましたので、11名の農業委員の任命をするものであります。
- 事務局長 それでは、ここで天塩町長より年齢順で任命書の交付をお願いいたします。
- 【年齢順で町長より委員へ交付】
- 事務局長 ありがとうございました。
 なお、委員の任期につきましては、令和2年7月20日から令和5年7月19日までの3年間になりますので、よろしく願いいたします。
- 事務局長 それでは、議事日程に入りたいと思いますが、農業委員の任期満了による、町長の任命後、最初に行われる総会でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定により、会長が互選されるまで、町長が臨時議長を務めることとなります。なお、発言は挙手をし、議長から指名された後をお願いいたします。
- 臨時議長 ただ今の出席委員は11名であります。定数に達しておりますので、ただ今から令和2年度第4回天塩町農業委員会総会を開催いたします。
- 臨時議長 日程第1 仮議席指定の件を議題と致します。
 仮議席は年長順に、ただいま着席の議席を指定致します。
- 日程第2 議事録署名委員の指名の件を議題と致します。
 議事録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により臨時議長において
 仮議席1番 佐藤 博幸君、仮議席2番 湯澤 敏孝君を指名致します。
- 日程第3 議案第1号「農業委員会会長の互選について」を議題と致します。
 事務局より内容の説明を求めます。

事務局	<p>3 ページをご覧ください。農業委員会等に関する法律第 5 条第 2 項の規定により「会長は、委員が互選した者をもって充てる」と定められております。</p> <p>従いまして、改選後の総会において、委員の互選により決めることとなります。</p>
臨時議長	<p>お諮り致します。</p> <p>会長の互選の方法について、どのように致しますか。</p>
佐藤委員	<p>選考委員による指名推薦でいかがでしょうか。</p>
臨時議長	<p>ただいま、選考委員による指名推薦とのご意見がありました。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p>
全 員	<p>異議なし。</p>
臨時議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、選考委員の選出方法はどのように致しますか。</p> <p>また、選考委員は何名がよろしいかご意見を伺います。</p>
佐藤委員	<p>選考委員は 3 名とし、選出は議長に一任致します。</p> <p>また、議案第 2 号「農業委員会会長職務代理者の互選について」も一括議題とすることを提案し、選考委員が指名推薦することはいかがでしょう。</p>
臨時議長	<p>ただいま、選考委員は 3 名とし、選出は議長に一任するとのご意見がありましたが、これにご異議ありませんか。</p> <p>また、日程第 5 議案第 2 号「農業委員会会長職務代理者の互選について」も一括議題とし、選考委員による指名推薦の提案がありましたがこれにご異議ありませんか。</p>
全 員	<p>異議なし。</p>
臨時議長	<p>それでは、日程第 5 議案第 2 号「農業委員会会長職務代理者の互選について」を議題と致します。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>3 ページをご覧ください。農業委員会等に関する法律第 5 条第 5 項に「会長が欠けたとき、又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する。」と定められてありますので、委員の互選により決めることとなります。</p>
臨時議長	<p>暫時休憩致します。</p>
臨時議長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>選考委員を発表致します。</p>

満保 豊さん、山下 雅博さん、高橋 一博さん、以上3名の方々に選考委員をお願い致します。

臨時議長

選考委員に選出された方々、事務局は別室にて協議願います。暫時休憩致します。

臨時議長

休憩前に引き続き会議を開きます。選考委員長より選考結果を報告願います。

満保選考委員長

選考結果を発表致します。農業委員会長に宍戸 栄一委員を推薦致します。また、農業委員会会長職務代理者には、安川 和範委員を推薦致します。

臨時議長

ただいま、満保選考委員長より報告ありましたが、会長には、宍戸 栄一委員、会長職務代理者には、安川 和範委員とすることにご異議ありませんか。

全 員

異議なし。

臨時議長

異議なしと認めます。従いまして、宍戸 栄一委員が会長に、安川 和範委員が会長職務代理者に決定いたしました。これもちまして臨時議長の職務を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

(町長退席)

事務局長

それでは、会長に就任されました宍戸 栄一氏より一言願います。

宍戸会長

この度会長という大役を仰せつかりまして、会長をすることになりました宍戸です。よろしく願います。農業委員会はよく何をやっているんだと言われております。その中でやれることをやって、皆様のご協力を得ながら、やっていきたいと思っております。また、天塩町は本当に離農が進んでおります。先代が残した土地をどう守っていくのか、大きな問題でありますので、皆様の知恵をお貸しいただき、農業委員会を盛り上げていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局長

ありがとうございました。次に職務代理者であります、安川 和範氏より、一言願います。

安川職務代理者

職務代理者になりました、安川と申します。農業委員会に関しましては3期目になりまして、職務代理者としては2期目になります。なかなか不慣れなところもありますが、皆様のご協力を得ながら、農業委員会の運営をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

事務局長 ありがとうございます。
6 ページをご覧ください。天塩町農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長は、総会の議長となり議事を整理することになっておりますので、これからの進行については、会長が議長となります。

議 長 次に日程第 4 会期決定の件を議題と致します。
本総会の会期は、本日 1 日間としたいと思います。
これにご異議ありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。従って、本総会の会期は本日 1 日間と決定致しました。

議 長 次に日程第 6 決定第 1 号「議席決定の件」を議題といたします。決定方法について事務局より説明を求めます。

事務局 6 ページをご覧ください。
天塩町農業委員会会議規則第 7 条に「委員の議席は、改選後、初の総会において抽選により定める。」となっておりますので、抽選により行います。なお、仮議席の順により抽選順を決定いたします。
また、会長の議席は 1 1 番、職務代理者は 1 0 番といたします。

議 長 ただいま事務局より説明のとおり、抽選の順番は仮議席の順により行います。
また、会長の議席は 1 1 番、職務代理者は 1 0 番といたします。
それでは、仮議席の順に抽選を願います。

事務局 くじが引き終わりましたので、改めて席次番号を発表します。

事務局 佐藤委員 7 番、湯澤委員 8 番、伊藤委員 2 番、奥山委員 3 番、満保委員 6 番、山下委員 9 番、丸山委員 1 番、寺本委員 4 番、高橋委員 5 番です。

議 長 ありがとうございます。席次番号の発表が終わりましたので、ただ今から新しい席に移動願いますので暫時休憩とします。

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 日程第 7 議案第 3 号「農業委員会部会委員の互選について」を議題と致します。事務局より内容の説明を求めます。

事務局 9 ページをご覧ください。農業委員会部会規則第 1 条に「天塩町農業委員会に次の部会を置く。
(1) 農地部会 (2) 農業振興部会 (3) 花嫁対策部会」また、第 3 条第 1 項に「部会の委員は総会で選出する。」と定められております。

また、各部会の人数については、定められておりません。以上になります。

議長 ただいま、事務局より説明のとおり、各部会の定数が定まっております。

議長 お諮りします。
各部会の定数につきましては、議長に一任していただきたいと思ます。
これにご異議ありませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。
よって、各部会の定数につきましては、議長において、農地部会、農業振興部会、花嫁対策部会がそれぞれ11名と決定させていただきます。
なお、細部については事務局より説明させますのでご了承願います。

事務局長 以前、まだ農業委員さんが30名くらいとかいた時からこのように部会が分かれていたんですけど、今現在11名と減っておりますので、全ての部会を全員で話し合っていくという形に変えたいと思ますので、よろしくお願いたします。

全員 今の事務局の説明にご異議ございませんか。
異議なし。

議長 異議なしと認めます。

議長 それぞれの部会を11名全員でやっていくということで、よろしいですね。

全員 はい。

議長 次に、日程第8 議案第4号「農業委員会部会の部会長及び職務代理者の互選について」を議題と致します。
事務局より内容の説明を求めます。

事務局長 それぞれの部会長及び職務代理者については、農業委員会の会長である宍戸会長と職務代理者である安川さんにこれも兼ねて行ってほしいと思ます。

議長 それぞれの部会長及び職務代理者については、農業委員会の会長と職務代理者が兼ねるということで、これにご異議ありませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

議 長 次に日程第9 議案第5号「天塩町酪農振興協議会委員の推薦について」
 日程第10 議案第6号「天塩町営農担い手協議会委員の推薦について」
 日程第11 議案第7号「天塩町総合計画審議会委員の推薦について」
 日程第12 議案第8号「天塩町振興基金運営協議会委員の推薦について」
 以上4件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。

議 長 それでは、日程第9 議案第5号「天塩町酪農振興協議会委員の推薦について」
 日程第10 議案第6号「天塩町営農担い手協議会委員の推薦について」
 日程第11 議案第7号「天塩町総合計画審議会委員の推薦について」
 日程第12 議案第8号「天塩町振興基金運営協議会委員の推薦について」
 以上4件を一括議題と致します。
 事務局より内容の説明を求めます。

事務局 議案第5号「天塩町酪農振興協議会委員の推薦について」ご説明いたします。12ページをご覧ください。
 天塩町酪農振興協議会設置条例に基づき事業内容として第2条(1)酪農経営の合理化に関する事項から(8)その他、畜産振興に関する事項の内容となっております。
 第3条には構成、第3条の3項には委員の任期は2年とし、再任を妨げない。となっております。

次に、議案第6号「天塩町営農担い手協議会委員の推薦について」ご説明いたします。14ページをご覧ください。
 天塩町営農担い手協議会規約により事業内容として第4条(1)天塩町における営農振興に必要なことから(8)その他目的を達成するために必要なこととなっております。
 第5条には構成員等、別表1、20ページに構成員の一覧を掲げています。

次に、議案第7号「天塩町総合計画審議会委員の推薦について」ご説明いたします。23ページをご覧ください。
 事業内容として、第2条に審議会は、天塩町の総合計画について、調査審議し、町長に建議する。
 第3条に審議会は、(1)町議会議員、(2)農業委員会委員から(10)学識経験者の委員20人以内で組織する。
 第4条には、委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。となっております。

次に、議案第8号「天塩町振興基金運営協議会委員の推薦について」
ご説明いたします。25ページをご覧ください。

天塩町振興基金運営協議会設置規則により事業内容として、協議会は
次の各号への基金から生じる益金の充当及び交付について協議する。

事業内容として第2条(1) 教育・文化・スポーツの発展に適切な事業
から(5)その他本町の振興発展に適切な事業となっております。

事務局

第3条には、委員の構成、人数、委員の任期は、2年とし、補欠の任
期は前任者の残任期間とする。となっております。事務局の説明は以上
になります。

議 長

お諮り致します。
推薦の方法についてどのように致しますか。
暫時休憩致します。

議 長

休憩前に引き続き会議を開きます。
各協議会の委員の推薦についてどう致しますか。

佐藤委員

宍戸会長を推薦します。

議 長

他にありませんか。
ご異議ありませんか。

議 長

異議なしと認めます。

議 長

私がやるということで、各委員は決定されました。

議 長

次に、日程第13 議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請
について」を議題とします。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました、議案第9号「農地法第5条の規定による
許可申請について」をご説明申し上げます。29ページをご覧ください。

貸主は 氏、借主については、 となっております。

土地については、字川口 となっており、転用面積は39,2
72,99㎡となっております。転用目的は砂採取で、工期は令和2年
9月28日より令和3年9月27日となっております。農地区分ですが、
農振農用地区域内農地であります。農地の転用に関する許可基準から見
た意見につきましては、3年以内の一時転用であり、復元後は農地とし
て活用するので問題ないと考えます。資力については、残高証明書の添
付があるので問題ないと考えます。

次に、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況ですが、抵当
権及び地上権の権利は設定されておらず該当はありません。次に、農地
以外の土地の利用見込みにつきましては、地権者の同意があることから
問題ないと考えます。

その他の区分については、ご覧のとおりとなっております。総合意見としては、許可相当としております。なお、許可に付けるべき条件として3つの条件を付しております。31ページから45ページには申請書及び図面等を添付しております。事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長 　　ただいま、事務局より説明のありました、農地法第5条の規定による許可申請についての質疑を行ないます。

事務局長 　　初めて出られる方もいるので、農地法4条、5条の許可申請というのは、農地の転用のことで、農地を住宅敷地や農地以外に使う時に許可をもらわなきゃいけないとなっております。

議 長 　　質問なしと認めます。
お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全 員 　　異議なし。

議 長 　　異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定されました。

議 長 　　次に、日程14 議案第10号「現況証明願について」を議題とします。
事務局より内容の説明を求めます。

事務局 　　ただいま議題となりました、議案第10号「現況証明願」につきましてご説明申し上げます。

47ページの現況証明願書をご覧ください。当該案件につきましては、氏より、字オヌブナイ、字オヌブナイ、字オヌブナイ

につきまして現況証明願の申請がありましたので、ご説明いたします。

申請地につきましては、地目変更のため証明願の提出があったところです。

現地確認につきましては、7月20日に、伊藤委員、満保委員、高橋委員、事務局で実施いたしました。

判定ですが、それぞれ雑種地、雑種地、宅地と判定いたしました。48ページ、49ページには図面を添付しております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長 　　ただいま事務局より説明のありました、現況証明願についての質疑を行ないます。

全 員 　　ありません。

議 長 　　質問なしと認めます。

お諮りいたします。本件は原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

全 員
議 長

異議なし。
異議なしと認めます。本件は原案のとおり証明することとします。

議 長

次に日程15 議案第11号「天塩町農業委員会活動目標について」を議題とします。事務局より内容の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました議案第12号「天塩町農業委員会活動目標について」をご説明申し上げます。51ページをご覧ください。

事務局

1つ目は、農地パトロールの実施としております。毎年、中山間直接支払制度の現地確認と一体となり行う予定としております。地区ごとに二人から三人の農業委員を地区担当としておりますのでよろしくお願いしたいと思います。この度、改選がありましたので、各地区担当割は55ページの詳細になりますが、ここに記載させていただきましたのでよろしくお願いいたします。また、この後農地パトロールにつきましては、議案にありますので、その際に詳細の説明を致します。

2つ目は、農地、農家の実情、意向確認、相談についてですが、各農業委員が農業者の立場になり、地域実情に応じた対応に努めることとしております。また、新しい農業委員会制度では、農地利用の集積、集約を進めることが必須事務としてなっております、

3つ目は、農地の利用調整、あっせんについてですが、各農業委員が日々の活動の中で離農等情報を得た場合は、農協等の関係機関と連携し、あっせん等により農地の利用調整をすることとしております。

4つ目は、農政の普及・浸透、農業者や地域に根ざした農政活動についてですが、北海道農業会議などが実施する研修会等に積極的に参加をし、農業情勢について情報収集を図ることとしております。

5つ目は、農業者年金の加入推進になります。農業者年金の加入推進につきましては、農協と農業委員が連携し、加入活動強調月間を設け加入推進を行うこととしております。

6つ目、7つ目は、研修会、学習会、各部会の学習会の実施ということで、今回、改選になりましたので、農業委員として知っておかなければならない法令や制度について各関係機関より講師を招き学習することとしております。

52ページには先ほどの活動目標の詳細が記載してありますので、後ほどお読み取り頂ければと思います。事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明のありました「天塩町農業委員会活動目標について」質疑を行います。

全 員
議 長
議 長
全 員
議 長
議 長
事務局

ありません。
質問なしと認めます。
お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

異議なし。

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決定されました。

次に、日程16 議案第12号「農地パトロールの実施について」を議案と致します。事務局より内容の説明を求めます。

ただいま議題となりました議案第12号「農地パトロールの実施について」ご説明申しあげます。

54ページをご覧ください。農地パトロールにつきましては、農地法第30条の規定に基づき毎年実施しております。今年度は9月に実施する予定でございます。

今回も中山間直接支払制度事務局、農業振興地域担当、税務部署の固定資産税担当、JA てしおと合同で、現地確認とともに巡回を実施したいと考えております。

案内文につきましては、54ページ、日程表(予定)でございますが、55ページに添付しておりますので、日程調整につきましてよろしくお願いいいたします。

また、54ページ中段に耕作放棄地とありますが、本パトロールは、荒廃農地調査も兼ねていることから、普段の活動の中で各地区において荒廃農地や違反転用の事案がありましたら、お知らせいただきたく、よろしくお願いいいたします

なお、荒廃農地が発生した場合は、農業委員会において、荒廃農地区分の判定を行うこととされております。

農地パトロールの日程調整につきましては、8月14日を締め切りとして日程調整をしたいと思いますのでよろしくお願いいいたします。事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明のありました農地パトロールの実施について質疑を行います。

全 員
議 長
議 長
全 員

ありません。
質問なしと認めます。
お諮りいたします。本案は原案のとおり実施することにご異議ありませんか。
異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は原案のとおり実施いたします。

議 長

以上で本総会に付された案件はすべて終了しました。
お諮りします。これにて、本日の会議を閉会いたしたいと思いますが、
これにご異議ありませんか。

全 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。
以上をもちまして令和2年度第4回天塩町農業委員会総会を閉会と
いたします。

令和2年 7月27日

署名委員

(仮議席1番) 佐藤 博幸 ㊟

(仮議席2番) 湯澤 敏孝 ㊟